11　進水装置及び離脱装置の定期的整備

11.1　進水装置は、

.1　この章の第三十六規則の規定によつて要求される船上の整備に関する手引書に従つて整備する。

.2　第Ⅰ章第七規則及び第八規則の規定によつて要求される年次検査において完全な試験を実施する。

.3　.2の試験の完了に際しては、最大降下速度でウインチの制動装置の動的試験を行う。適用される荷重は、五年を超えない間隔で、定員及び艤装品を満載した状態の救助艇の全質量の一・一倍の保証荷重によつて試験が実施される場合を除くほか、乗船者がいない状態での救命用の端艇又は救助艇の質量とする。

11.2　救命艇又は救助艇の離脱装置（自由降下式救命艇の離脱装置を含む。）は、

.1　この章の第三十六規則の規定によつて要求される船上の整備に関する手引書に従つて整備する。

.2　第Ⅰ章第七規則及び第八規則の規定によつて要求される年次検査の間に、当該装置に精通している正規に訓練を受けた者による完全な点検及び作動試験を実施する。

.3　離脱装置が解放整備されたときはいつでも、艇の定員及び艤装品を満載した状態の艇の全質量の一・一倍の負荷をかけて作動試験を行う。解放整備及び試験は、少なくとも五年に一回行う。

七十六　第三章第二十規則に11.3として次のように加える。（平成二十年七月一日効力発生）

11.3　ダヴィッド進水式の救命いかだの自動離脱フックは、

.1　この章の第三十六規則によつて要求される船上の保守のための手引書に基づいて保守を行う。

.2　第一章第七規則及び第八規則によつて要求される年次検査の間に、当該装置に精通している適切に訓練を受けた者による完全な点検及び作動試験を実施する。

.3　自動離脱フックが解放整備されたときはいつでも、定員及び艤装品を満載した状態の救助艇の全質量の一・一倍の負荷をかけて作動試験を行う。解放整備及び試験は、少なくとも五年に一回行う。

七十七　第三章第二十一規則1.2の柱書きを次のように改める。（平成二十年七月一日効力発生）

1.2　短国際航海に従事する旅客船には、次のことを記載する。

七十八　第三章第二十一規則1.3を削り、これ以降の規定の番号をそれぞれ繰り上げる。（平成二十年七月一日効力発生）

七十九　第三章第二十一規則1.4中「いかだは、」の次に「すべての者が救命胴衣を着用して集合した後、」を加える。（平成二十年七月一日効力発生）

八十　第三章第二十一規則2.3を次のように改める。（平成二十年七月一日効力発生）

2.3　救命艇は、当該救命艇、その進水装置及び揚収装置が救助艇についての要件にも適合する場合には、救助艇とみなすことができる。

八十一　第三章第二十一規則3.2中、「で第Ⅱ―一章第六規則5に規定する区画の特別基準に適合するもの」を削る。（平成二十年七月一日効力発生）

八十二　第三章第二十六規則2.5を次のように改める。（平成二十二年一月一日効力発生）

2.5　ロールオン・ロールオフ旅客船に積載する救命いかだには、いかだ四に対し一の割合で捜索救助位置表示装置を付けなければならない。当該装置は救命いかだを使用する際に海面から一メートル以上となるようにいかだ内に据え付けなければならない。ただし、天蓋付き両面いかだにあつては当該装置は遭難者がたやすく見つけ、組み立てられるようにしておかなければならない。当該装置は、いかだを使用する際に手で組み立てられるようにしておかなければならない。当該装置を付けた救命いかだの容器は明確に表示すること。

八十三　第三章第二十六規則3.1中「機関の採択する勧告を考慮し主管庁の承認する」を「コードの5.1.4の規定に適合する」に改める。（平成二十年七月一日効力発生）

八十四　第三章第二十六規則3.2中「主管庁の承認する」を「コードの6.1.7の規定に適合する」に改める。（平成二十年七月一日効力発生）

八十五　第三章第三十一規則1.1中、.2を次のように改める。（平成二十年七月一日効力発生）

.2　さらに、コードの4.2及び4.3の規定に適合する質量百八十五キログラム未満の一又は二以上の膨脹式又は固定式救命いかだであつて単一の開放された甲板の高さにおいて、片舷から他舷へ容易に移動することができる位置に積み付けた、総乗船者を収容することができるもの。救命いかだが質量百八十五キログラム未満でなく、単一の開放された甲板の高さにおいて、片舷から他舷へ容易に移動することができる位置に積み付けられていないときは、各舷において使用することができる全収容能力は、総乗船者を収容するために十分でなければならない。

八十六　第三章第三十一規則1.3中、.2を次のように改める。（平成二十年七月一日効力発生）

.2　1.3.1の規定によつて要求される救命いかだが質量百八十五キログラム未満であつて単一の開放された甲板の高さにおいて片舷から他舷へ容易に移動し得る位置に積み付けられていないものの場合には、各舷の合計収容能力が総乗船者数の百五十パーセントに相当する数の乗船者を収容するために十分であるように追加の救命いかだを積載する。

八十七　第三章第三十一規則1.3中、.4を次のように改める。（平成二十年七月一日効力発生）

.4　救命用の端艇及びいかだのいずれか一が喪失し、又は使用不能になつた場合においても、各舷に総乗船者を収容するために十分である使用可能な救命用の端艇及びいかだ（単一の開放された甲板の高さにおいて、質量百八十五キログラム未満であつて片舷から他舷へ容易に移動し得る位置に積み付けられているものを含む。）を積載する。

八十八　第三章第三十一規則1.7の次に1.8として次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

1.8　1.1の規定にかかわらず、二千六年七月一日以後に建造された第九章第一規則6に定義するばら積み貨物船は、1.2に定める要件に適合する。

八十九　第三章第三十一規則2の末尾に次のように加える。（平成二十年七月一日効力発生）

救命艇は、当該救命艇、その進水装置及び揚収装置が救助艇についての要件にも適合する場合には救助艇とみなすことができる。

九十　第三章第三十二規則3を次のように改める。（平成十八年七月一日及び平成二十年七月一日効力発生）

3　イマーション・スーツ

3.1　この3の規定は、すべての貨物船について適用する。ただし、二千六年七月一日前に建造された貨物船は、二千六年七月一日以後の最初の安全設備検査までに3.2から3.5までの規定に従うものとする。